

本資料では、以下の項目のうち主要項目について、基本計画改定版の記載内容等と併せて示します。

1 要求水準書の構成

第1章 総則

- 第1節 要求水準書の位置付け
- 第2節 用語の定義
- 第3節 本事業の目的
- 第4節 基本理念・基本方針
- 第5節 適用法制度等

第2章 本事業の概要

- 第1節 本事業の対象となる施設
- 第2節 事業方式
- 第3節 本事業の対象範囲
- 第4節 事業スケジュール（予定）
- 第5節 セルフモニタリングの実施
- 第6節 国・県等の支援策の活用
- 第7節 本事業の諸条件
- 第8節 地元発注要件

第3章 本施設の要求水準

- 第1節 共通事項
- 第2節 建築計画
- 第3節 構造計画
- 第4節 設備計画

第4章 業務実施に係る要求水準

- 第1節 設計業務に係る要求水準
- 第2節 建設・工事監理業務に係る要求水準

- 第1節 共通事項
 - 施設規模及び必要諸室等
 - 基本的な性能水準
 - 想定ローリング計画
- 第2節 建築計画
 - 全体計画の考え方
 - ゾーニング・諸室配置
 - 仕上計画
 - セキュリティ計画
 - ユニバーサルデザイン
 - 景観・環境計画
 - 防災安全計画
 - 災害等の施設安全性の確保
 - 災害対策拠点としての機能確保
 - ・ 災害対策本部機能
 - 維持管理計画
 - 駐車場等計画
 - 外構計画
 - サイン計画
 - 諸室計画
 - 議会関連
 - 執務関連
 - 市民スペース
 - ・ 総合窓口・待合スペース
 - ・ 共創スペース
 - ・ 展望スペース
 - 福利厚生
 - その他
- 第3節 構造計画
 - 共通事項
 - 耐震性能
 - 構造計画
- 第4節 設備計画
 - 共通事項
 - 電気設備
 - 空調換気設備
 - 給排水衛生設備
 - 昇降機設備

2 主要論点

第1章 総則

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
第1節 要求水準書の位置付け	● 松本市役所建設事業の実施に当たって、事業者に要求する施設の設計及び建設に関するサービス水準を示すもの ● 設計施工一括発注方式により実施することで、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力等を最大限に生かすため、各要求水準については基本的な考え方を示すにとどめ、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者のノウハウに基づいた提案に委ねる。 ● 事業提案書による水準が要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準が本事業の「要求水準」として優先的に適用される。	

第2章 本事業の概要

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
第1節 本事業の対象となる施設	● 松本市役所本庁舎Ⅰ期棟、Ⅱ期棟	V. 土地利用・配置計画 2棟構成とすることを記載
	● 駐車場、駐輪場等の付属施設	X. 概算建設事業費 項目等を記載
	● 外構(駐車場、バイク置き場、駐輪場、歩道切下げ、擁壁、門扉・フェンス、舗装、植栽等)	
	● 事業予定地内の既存施設(建物、埋設物、工作物、外構等)の解体・除却	
第2節 事業方式	● 設計・建設等の業務を一括で行う設計施工一括発注方式(DB)により実施	IX. 新庁舎整備事業スキーム 事業方式の検討を踏まえ記載
第3節 本事業の対象範囲	● 設計業務 ① 事前調査業務(現況測量、必要に応じて地盤調査及び変位測定等) ② 基本設計・実施設計・解体設計業務 ③ 積算業務 ④ 電波障害調査業務 ⑤ 本事業に伴う各種申請等の業務 ⑥ 別途工事との調整業務 ⑦ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務 ● 建設業務 ① 本事業に伴う電波障害関連業務 ② 建設業務 ③ 施工段階に係る各種申請等の業務 ④ 工事期間中に必要な遵法化に係る申請業務 ⑤ 別途工事との調整業務 ⑥ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務	基本設計一体型とすること(基本設計をDB業務に含めること)を、前回の特別委員会において報告し、承認

節・項目	内容、水準等		基本計画改定版の記載内容等																										
第3節 本事業の対象範囲(続き)	● 工事監理業務 ① 本事業に含まれる建設業務全般に係る工事監理業務 ② 事業全体の工程管理業務 ③ I期棟竣工時の引越しに係る工程、安全管理業務 ④ 別途工事との調整業務 ● 統括管理業務 ① 統括マネジメント業務																												
第4節 事業スケジュール(予定)	<table><tr><td>契約締結</td><td>令和9年●月(令和9年度の後半を見込んでいます。)</td></tr><tr><td>事業期間</td><td>契約締結日～令和17年3月末日</td></tr><tr><td>設計期間</td><td>契約締結日～事業者が提案する期日</td></tr><tr><td>第Ⅰ期建設工事期間</td><td>①建設期間: 事業者が提案する期日～令和13年1月末日 ②工事監理期間: 事業者が提案する期日～令和13年1月末日</td></tr><tr><td>引渡し日(第Ⅰ期)</td><td>令和13年1月末日</td></tr><tr><td>引越期間</td><td>令和13年2月～令和13年3月末日</td></tr><tr><td>供用開始日(第Ⅰ期)</td><td>令和13年4月1日</td></tr><tr><td>第Ⅱ期建設工事期間 (Ⅱ期棟建設、既存施設等の解体・撤去、付属施設・外構等の整備)</td><td>契約締結日～令和17年1月末日</td></tr><tr><td>引渡し日(第Ⅱ期)</td><td>令和17年1月末日</td></tr><tr><td>供用開始日(第Ⅱ期)</td><td>令和17年4月1日</td></tr><tr><td>埋蔵文化財発掘調査</td><td>I期:令和8年5月～令和10年3月 Ⅱ期:令和13年4月～令和14年10月</td></tr><tr><td>浚渫(しゅんせつ)業務</td><td>令和8年、9年:外堀東部 令和10年:総堀 令和11年:外堀北西部</td></tr><tr><td colspan="2">※ 事前・事後調査実施時期は、事業者の提案によるものとする。 ※ 履行期間の短縮を提案する場合、提案書においては本市にて実施する引越期間として2か月を確保するものとする。</td></tr></table> 事業者の提案により履行期間を短縮することは可能とし、本市との協議により確定		契約締結	令和9年●月(令和9年度の後半を見込んでいます。)	事業期間	契約締結日～令和17年3月末日	設計期間	契約締結日～事業者が提案する期日	第Ⅰ期建設工事期間	①建設期間: 事業者が提案する期日～令和13年1月末日 ②工事監理期間: 事業者が提案する期日～令和13年1月末日	引渡し日(第Ⅰ期)	令和13年1月末日	引越期間	令和13年2月～令和13年3月末日	供用開始日(第Ⅰ期)	令和13年4月1日	第Ⅱ期建設工事期間 (Ⅱ期棟建設、既存施設等の解体・撤去、付属施設・外構等の整備)	契約締結日～令和17年1月末日	引渡し日(第Ⅱ期)	令和17年1月末日	供用開始日(第Ⅱ期)	令和17年4月1日	埋蔵文化財発掘調査	I期:令和8年5月～令和10年3月 Ⅱ期:令和13年4月～令和14年10月	浚渫(しゅんせつ)業務	令和8年、9年:外堀東部 令和10年:総堀 令和11年:外堀北西部	※ 事前・事後調査実施時期は、事業者の提案によるものとする。 ※ 履行期間の短縮を提案する場合、提案書においては本市にて実施する引越期間として2か月を確保するものとする。		XI. 事業スケジュール 事業スケジュールを記載
契約締結	令和9年●月(令和9年度の後半を見込んでいます。)																												
事業期間	契約締結日～令和17年3月末日																												
設計期間	契約締結日～事業者が提案する期日																												
第Ⅰ期建設工事期間	①建設期間: 事業者が提案する期日～令和13年1月末日 ②工事監理期間: 事業者が提案する期日～令和13年1月末日																												
引渡し日(第Ⅰ期)	令和13年1月末日																												
引越期間	令和13年2月～令和13年3月末日																												
供用開始日(第Ⅰ期)	令和13年4月1日																												
第Ⅱ期建設工事期間 (Ⅱ期棟建設、既存施設等の解体・撤去、付属施設・外構等の整備)	契約締結日～令和17年1月末日																												
引渡し日(第Ⅱ期)	令和17年1月末日																												
供用開始日(第Ⅱ期)	令和17年4月1日																												
埋蔵文化財発掘調査	I期:令和8年5月～令和10年3月 Ⅱ期:令和13年4月～令和14年10月																												
浚渫(しゅんせつ)業務	令和8年、9年:外堀東部 令和10年:総堀 令和11年:外堀北西部																												
※ 事前・事後調査実施時期は、事業者の提案によるものとする。 ※ 履行期間の短縮を提案する場合、提案書においては本市にて実施する引越期間として2か月を確保するものとする。																													

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
第5節 セルフモニタリングの実施 (抜粋)	● 本事業で実施する全業務の水準を維持し、改善するためのセルフモニタリングの実施 ● 別途発注予定のコンストラクションマネジメント業務(CM業務)との連携に係る十分な配慮 【補足説明】 コンストラクションマネジメントについて <u>概要</u> 発注者（市）の立場から、専門的知見の下、設計施工（DB）事業者に対するマネジメントを行う技術支援 <u>期待する効果</u> ・ 各種事業リスクの低減（工程遅延・コスト増加・品質低下） ・ コスト最適化 … 設計変更抑制、手戻り防止、VE提案 など <u>支援期間</u> 基本設計からⅡ期棟共用開始に伴う移転完了まで	（基本計画改定版には直接記載がありませんが、DB方式において必要な要求水準として記載） （コンストラクションマネジメントの導入を検討しています。）
第6節 国・県等の支援策の活用 (現時点での想定)	● 脱炭素化推進事業債(地方債)の活用を想定	X. 概算建設事業費 地方債の活用について記載 ※ 補足 脱炭素化推進事業債 ・ 有利起債 脱炭素関連設備等に対し、充当率90%、交付税措置率50% ・ 現状ではR12までの制度

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
第7節 本事業の諸条件 (文化財関連等を中心に抜粋)	● 敷地条件(「災害リスク」を抜粋記述) ・ 最大想定浸水深:0.5m～3.0m程度 (1,000年に1回程度の降雨確率に基づく。)	Ⅲ. 建築地の敷地条件
	● 敷地条件(「その他の制限」を抜粋記述) ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地に指定 ・ 現東庁舎南に残存する東総堀土塁があり、保存が必要 ・ 事業用地に隣接して史跡松本城東総堀があり、毀損等施工による影響を想定した回避が必要	Ⅲ. 建築地の敷地条件 現在地の建築規制等を記載
	● 埋蔵文化財・土塁・史跡部分の取扱い ・ 埋蔵文化財や、現東庁舎南に残存する東総堀土塁、国史跡に指定されている当該工区敷地に隣接する東総堀及びその土塁跡については、その歴史的・学術的価値を十分に理解し、文化財保護法その他関係法令を遵守 ・ 計画・施工に際し、文化財保護担当部署及び関係機関と密接に連携、協議し、文化財の適切な保護・活用に配慮 ・ 埋蔵文化財発掘調査の結果、保護すべき重要な遺構等が見つかった場合には、その保護措置について協議し、工法の変更等を含めて柔軟に対応	Ⅲ. 建築地の敷地条件 その他留意点 (4) 文化財等の保護 周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、適切な調査を行い、必要な記録保存などの実施を記載

第3章 本施設の要求水準

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
第1節 共通事項 ■ 施設規模及び必要諸室等 (抜粋)	● 新庁舎の想定する延べ床面積は、「資料● 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示す各室面積を満たした上で、15,000㎡程度(下限値5%以内) ● 「資料● 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示す要求水準で、面積に指定のある室については記載された面積の下限値10%以内、上限値 10%以内の範囲内で計画 ● 全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待	IV. 新庁舎の規模設定 概算面積を15,000㎡程度と見込むことを記載 ※ 「必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」は、全体案取りまとめの上公表します。
第2節 建築計画 ■ ゾーニング・諸室配置	● 新庁舎にて実施する総合窓口機能の配置・計画は「資料● 総合窓口イメージ図」に基づき計画 ※ 今回の議会協議資料では、別紙5のとおり	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (1) 分かりやすさ・使いやすさを実感できる庁舎 新たなワンストップサービスの導入を記載
■ 仕上計画	● 内装材及び外装材の木質化 ・ 松本市の公共建築物・公共土木工事等における地域材利用方針に沿って、地域材を活用 ・ 地域材の活用に当たっては、市産材の優先的利用を検討 ・ 特に応接室、待合スペースその他市民等が多く利用する部分で積極活用 ・ 屋外に木材を使用する際は、耐候性に配慮	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (7) 世代を超えて受け継がれていく庁舎 地域の木材を庁舎の内外装に活用することを記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ セキュリティ計画 ※ セキュリティ区分に関しては、考え方やイメージをまとめた資料を、要求水準書に係る添付資料として全体案と併せて別途示します。	● 夜間・休日窓口は、来庁者が建物内に入らず手続きができるようにするため、エントランス付近に宿直・管理人室を設置 ● 閉庁日(土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで))に1階の市民スペースに市民が入ることを想定し、セキュリティ区画を設けること。 ● 職員の入退館はフラPPERゲート(カードやスマートフォン)等による管理を想定している。	(基本計画改定版には直接記載ありませんが、要求水準として記載) Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (6) リスクに備える庁舎 高度なセキュリティの確保、フロントヤードとバックヤードの区分を記載
■ ユニバーサルデザイン	● 来庁者等が施設(外構・敷地への全てのアプローチを含む。)を不自由なく安心して利用でき、障がいなどの有無、年齢、性別、国籍にかかわらず利用できるユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 ● サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとする。 ● 触知案内や音声案内など、視覚障がい者が分かりやすい多様な案内・誘導 ● 聴覚障がい者に緊急情報を提供できるよう、自動火災報知設備に連動した光警報装置を設置 ● 執務室についても、障がいを持った職員を含め、誰もが働きやすい計画に。	I. 基本事項の整理 6 上位・関連計画の整理 松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を記載 Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (1) 分かりやすさ・使いやすさを実感できる庁舎 ユニバーサルデザインと障がい者への合理的配慮を記載 Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (5) 新たな時代のオフィスのモデルとなる庁舎 職員の多様性に配慮した職場環境の整備について記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ 景観・環境計画 (うち、景観部分)	● 歴史的風致を尊重し、周辺のまちなみや自然景観(北アルプス等の山並み)と美しく調和するとともに、松本市を象徴するにふさわしい景観形成に配慮 ● 現代の建築技術や地域材を生かした持続可能かつ経年変化の美しい素材選定及び意匠を計画 ● 敷地周辺の主要な通視景観(視線が通るルート)や、松本城から周辺の山並み(北アルプス・美ヶ原等)への眺望に配慮した配置、形状とする。屋根、屋上についても天守からの眺望や周辺からの景観上の重要な要素として捉える。	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (2) 松本城と共に時を刻む庁舎 国宝松本城と北アルプスの眺望を生かしながら、周辺の景観と調和した、松本の新たなシンボルとして親しまれる景観を形成することを記載
	● 現東庁舎南の残存土塁や埋蔵文化財(遺構等)については、新庁舎の外構(歩行者空間等)や内部空間に取り込み、一体的にデザインし、その歴史的価値が際立つような景観的演出(展示等)や空間配置計画を行う。	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (2) 松本城と共に時を刻む庁舎 敷地内外の総堀・土塁などの歴史的資産や緑を最大限保全・活用し、新庁舎と一体的に整備することで、松本城と連続性を感じさせる新旧融合の空間を創出することを記載
	● 建設工事中を含め、周辺への反射光、騒音、振動、臭気による影響を最大限抑制 ● 工事中の仮囲いについても、木質系の素材を使用するなど、地域住民や通行人が温かみや親しみを感じられる景観に配慮	I. 基本事項の整理 6 上位・関連計画の整理 松本市景観計画デザインガイドラインを記載 (ガイドラインを踏まえ、工事現場の仮囲いも、街並みの一部として工夫することを要求水準として記載)

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ 景観・環境計画 (うち、環境部分)	● 負荷の抑制・自然エネルギーの利用を行った上で、設備システムの高効率化によりBEI50%以上の省エネルギーを実現 ● ZEB Ready以上の認証を取得 〈基本計画改定版から変更〉 敷地・高さの制約上Nearly ZEBを条件とせず、現実的なZEB Readyを条件とした上で、それ以上の提案については加点点評価とします。	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (7) 世代を超えて受け継がれていく庁舎 当面の目標（最低条件）をNearly ZEBとしつつ、ZEBの実現を目指した取組みを継続することを記載 〈左記のとおり、基本計画改定版から条件を変更〉
	● 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーによる発電システムを導入 ● 断熱・気密性の向上等により室内への熱負荷を抑制することで省エネルギー化を図る。 ● エネルギー使用量、設備稼働状況等を一元的に把握・分析し、最適制御を行うスマートビルディング技術を積極的に導入 ● 環境負荷の更なる低減に資する新技術や先進的な設備・システムについても、その効果、安全性、費用対効果及び維持管理性等を踏まえ、積極的に導入	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (7) 世代を超えて受け継がれていく庁舎 再生可能エネルギーの活用、熱負荷の低減及び省エネルギーシステムを記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ 防災安全計画	● 松本市防災マップにて100年に1度の規模の浸水が想定される階については、止水板などによる浸水対策を行う。	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (6) リスクに備える庁舎 1階に必要な浸水対策を施すことを記載
	● 大規模災害発生時に災害対策本部室の機能確保が図れるよう、電気等の設備室やサーバー室など重要な諸室や設備は1,000年に1度の規模の浸水想定ライン以上の上層階に設置し、浸水・地震等に対しても影響のない計画に。	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (6) リスクに備える庁舎 主要な設備機器類は想定浸水深以上の階に設置することを記載
	● 災害対策本部機能 ・ 災害対応の拠点となる災害対策本部室及びオペレーションルームには、大型モニターを設置(別途工事)。そのための空配管を設置 ・ オペレーションルームに防災情報通信システム及び専用の電話回線を設置 ・ 災害時、関係機関からの応援に対応できる関係機関活動室及び自治体応援活動室を隣接配置。通常時は大会議室として活用 ・ オペレーションルームの一部、災害対策本部室、関係機関活動室及び自治体応援活動室は、平時は会議室としての利用を想定。可変的な利用ができるよう移動間仕切りなどを設置	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (6) リスクに備える庁舎 災害対策本部機能の配置を記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ 駐車場等計画	● 来庁者駐車場 50台	IV. 新庁舎の規模設定 2(2) 来庁者駐車場 来庁者駐車場台数は50台を目安とすることを記載
	● 公用車は、原則新庁舎敷地外の周辺敷地に発注者で駐車場を確保 ● ただし、理事者用車両、議長用車両及び緊急用車両駐車場を敷地内に設置	IV. 新庁舎の規模設定 2(3) 公用車駐車場 現在使用している周辺敷地の継続活用を念頭に、必要なスペースを確保することを記載
	● 障がい者等用駐車区画は屋根付きとし、庁舎入口付近に配置	IV. 新庁舎の規模設定 2(4) 留意事項 障がい者等用駐車場は、安全性・快適性および動線に配慮し、庁舎出入り口付近に整備することを記載
	● 来庁者用・職員用として、駐輪場を340台分設置 ● 既存本庁舎側に設置されている貸出用電動自転車置き場については、市と協議の上、整備後の庁舎に設置	IV. 新庁舎の規模設定 3(2) 駐輪場の規模 新庁舎の駐輪台数は340台を目安とすることを記載
	● 来庁者用・職員用として、バイク置き場を設置	IV. 新庁舎の規模設定 3(3) 留意事項 大型の自動二輪車などの駐車スペースにも配慮を記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ 外構計画	● 新しく植栽する樹木は、本市の推奨樹木を考慮して選定し、維持管理に配慮した計画とする。 ● 自然環境が持つ多様な機能(防災、環境、空間形成等)を社会インフラの整備に活用する「グリーンインフラ」の視点を取り入れた植栽・外構計画を提案	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (2) 松本城と共に時を刻む庁舎 癒しと安らぎの空間として、敷地外周部は花と緑の調和を図るとともに、緑化に当たってはメンテナンス性に配慮することを記載
■ サイン計画	● 来館者の円滑な移動をサポートするとともに、施設の魅力向上やタイムリーな情報発信を行うため、固定サイン(案内板・ピクトグラム等)とデジタルサイネージ(電子看板システム)を効果的に組み合わせた一体的な計画とする。	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (1) 分かりやすさ・使いやすさを実感できる庁舎 情報案内機能の導入や、分かりやすい動線と案内表示の設置を記載
■ 諸室計画	● 共通事項 各諸室の大きさや室の配置等については「資料● 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を参照(※ 全体案公表時に示します。)	IV. 新庁舎の規模設定 新庁舎の概算面積を記載 VI. 平面計画・階層計画
	● 議会関連 ・ 議会施設は基本的に集約し、新庁舎Ⅰ期棟3、4階に配置 ・ 傍聴席は議場と同一階に配置。現議場の傍聴席の高さと距離を参考として適切に計画し、傍聴席からの議員席及び議場全体の見渡しやすさを確保 ・ 議員、職員、傍聴者それぞれの議場出入口を区分し、できる限り議員と傍聴者の動線を分ける。	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (3) コミュニケーションが芽生える庁舎 ・ 議会施設 独立性を確保しつつ、効率性・セキュリティ・傍聴のしやすさを記載 ・ 議場 議員・職員・傍聴者の動線を区分し、討議・傍聴がしやすい形式や設備を記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ 諸室計画(続き)	● 執務室関連 ・ 職員の働きやすさに配慮した計画とする。 ・ 部門間の調整を容易とし、職員間の連携を高めるため、見通しのよいオープンフロアとする。 ・ 個別の部長室は設けない。 ・ 各部門の特性を踏まえた階層配置や関連性の強い部門の近接配置を考慮し、限られた面積を有効利用できるユニバーサルレイアウトや、多様な働き方を可能にするABWなどを踏まえた什器・備品等の配置を検討 ・ 執務室は課ごとのグループアドレスを想定 ・ 検討に当たっては、「資料● 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」及び設計段階で本市から示す各課相関の考え方を参照するとともに、「オフィス環境整備基本設計業務及び実施設計業務」と合わせて計画 ・ 執務室のバックヤードや執務室のある階の共用部に、職員用ミーティングスペースやWEB会議スペース等を配置 ・ 会議室 - 遮音性に配慮した仕様に。 - 多様な利用方法に対応可能で、移動間仕切りを設けるなど、可変的な空間に。 - オンライン会議等にも対応できる計画に。 【補足説明】 職員数の想定について Ⅱ期棟の執務室は職員900人分のスペースを確保することを「必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」内に示すことを検討しています。 ※ 執務室の現況や会議室の利用状況調査を実施し、新庁舎におけるオフィス環境整備に係る方針及び要件を現在整理しています。	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (4) コンパクト＋ネットワーク型の庁舎 (5) 新たな時代のオフィスのモデルとなる庁舎 見通しの良い執務空間、ユニバーサルプランの採用、ABW導入などを記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ 諸室計画(続き)	● 市民スペース ① 共用部 ・ 来庁者への円滑な案内を行うため、総合案内を新庁舎Ⅱ期棟1階のエントランスから視認しやすい位置に設置 ② 総合窓口・待合スペース - 詳細は、要求水準書の添付資料として「総合窓口イメージ図」を示します。 ※ 全体案と併せて示します。 ・ 窓口スペースのカウンターは、基本的に2人単位でパーテーション等で区切る。 ※ 用途に応じてハイカウンターを設けることも記載 ・ カウンターは、感染症対策などの観点から、来庁者と職員との間のパーテーション設置に対応できるように。 ・ 子ども連れや車いすの方が利用可能な仕様のカウンターを設置 ・ マイナンバーカード等を利用して証明書を取得できる電子申請端末の設置を想定し、利用しやすく、個人情報の取扱いに配慮した配置に。 ・ 相談室は、サウンドマスキング等の導入でプライバシーの保護に配慮するとともに、防音性を確保。また、2室を1室として利用できるよう、移動間仕切を設ける。 ③ 共創スペース ・ 新庁舎の1階には、市民等が気軽に訪れ、交流と対話を通じた共創を促すスペースを設ける。待合、ラウンジ、ギャラリー、展示、情報発信、イベント、ワークショップその他の多様な活動に柔軟に対応できるよう、可動式の家具・什器を採用し、電源及び通信環境の整備等により、用途や利用人数に応じて容易にレイアウトを変更できる計画に。 ・ 行政情報や松本市の魅力などを紹介する情報発信スペースを設置 ・ 災害その他の非常時に、来庁者、災害対応従事者、応援職員等の一時的な待機、休憩、情報収集その他必要な用途に転用できる計画とすること。非常時の利用に当たっては、平常時の什器等を容易かつ安全に移動・収納できるようにするとともに、必要な電源、通信、照明、空調、情報表示、物資配置等を考慮し、迅速な用途転換が可能なものとする。	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (1) 分かりやすさ・使いやすさを実感できる庁舎 市民が手続などのために訪れる窓口などのフロントヤード部分を記載 ① 新たなワンストップサービスのイメージを記載 ② 来庁者の多様なニーズに対応したカウンターを設置するとともに、プライバシーへの配慮が必要な窓口には衝立付きカウンターや相談室を設け、人目に触れにくいゾーニングにも配慮することを記載 (3) コミュニケーションが芽生える庁舎 民間企業・大学・他自治体等の知恵や技術を共有し協働する共創スペースを設けることを記載 多様な立場の人々が集い協働を育む交流スペース（待合・ラウンジ・ギャラリー兼用）を確保することを記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
■ 諸室計画(続き)	④ <u>展望スペース</u> (要求水準上、具体的な場所は指定せず、提案を求めます。) ・ 松本城をはじめとする松本市を代表する歴史的・文化的資源や周辺の山並み等を望むことができる立地特性を生かした計画に。 ・ 市民や来庁者が本市の歴史・文化・景観を身近に感じることができるとともに、市庁舎への来庁を契機として本市の魅力を体感できる空間に。 ・ 市民や来庁者が気軽に利用でき、滞在しやすい空間、什器備品計画に。 【補足説明】 <u>市民スペースに配置する機能について</u> 新庁舎1階の市民スペースには、上記①から③までのスペースに加え以下の機能の配置を検討しており、「必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」内に示す予定です。 ・ キッズコーナー … 窓口や待合スペースに近接した場所に配置 ・ 赤ちゃん休憩室 … キッズコーナーに近接した場所に配置 授乳室及びおむつ替えスペースを配置 調乳用の給湯機を設置 男性利用も想定し、プライバシーに配慮した設え ・ 金融機関及びATMコーナー ・ 売店	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (2) 松本城と共に時を刻む庁舎 国宝松本城と北アルプスの眺望を最大限に活かした施設計画とし、眺望を享受できる配置・ゾーニングを施すことを記載
	● 福利厚生 ・ I期棟の2階、Ⅱ期棟の2階から4階まで、それぞれに職員用の休憩スペースを設けることとし、各休憩スペースに自動販売機を設置できるスペースを確保 ・ Ⅱ期棟2階の職員フロアに、体調不良者の静養スペースを備えた保健室を設置 ・ Ⅱ期棟1階の、搬出入を考慮した位置に、視認性に配慮して、売店スペースを設置。閉庁日における搬出入を考慮(セキュリティ確保)するとともに、無人店舗等の店舗運営の変化を見据えた配置及び規模に。	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (5) 新たな時代のオフィスのモデルとなる庁舎 休憩スペースなどの適切配置、働く職員の心身の調和と活力を図り、一人ひとりがパフォーマンスを最大限発揮できる健康経営を記載 Ⅳ. 新庁舎の規模設定 飲食も可能な休憩スペースを記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
第3節 構造計画	● 耐震性能 ・ 構造形式 Ⅰ期棟 免震構造 ／Ⅱ期棟 耐震構造 ・ 構造種別 特に定めない。 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造のほか、木造、木質構造又はこれらを組み合わせた混構造等についても、性能を満たす場合は採用できるものとする。 構造形式及び構造種別の選定に当たっては、耐震安全性、耐火性、耐久性、施工性、維持管理性、経済性、環境負荷及び地域材の活用等を総合的に検討し、その妥当性を示すこと。	VII. 構造計画 2 構造形式 Ⅰ期棟は免振構造、Ⅱ期棟は耐震構造を採用することを記載
第4節 設備計画	● 共通事項 ・ 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分配慮 ・ 省エネルギー及び省資源に配慮し、ライフサイクルコストの縮減を図る設備に。 (地中熱、地下水等の地域資源の活用は必須ではなく、事業者の任意提案) ・ 松本市景観計画及び同デザインガイドラインに基づき、屋上(又は屋根面)には、原則として空調屋外機、給水タンク、その他これらに類する屋外設備機器(以下「屋外設備等」という。)を設置しない計画とすること。やむを得ず屋外設備等を屋上等に設置する場合は、道路及び主要な眺望点からの視線を考慮し、直接見えにくい位置への配置や目隠し等の措置を講じる。	II. 新庁舎のあり方・導入機能 (7) 世代を超えて受け継がれていく庁舎 再生可能エネルギーの活用、省エネルギーシステムを記載 VIII. 外構・景観計画 松本市景観計画における「景観形成基準」や、松本市景観計画デザインガイドラインに沿った外構及び景観とすることで、周辺景観との調和を図ることを記載

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
第4節 設備計画(続き)	● 給排水衛生設備(このうち、トイレ等に関すること。) ・ 施設利用人数や利用形態等を考慮し、根拠に基づき適正器具数を算出 ・ 女性用トイレの便器数は男性用便器の数(小・大の合計)と同数程度に。 ・ 節水型器具を採用 ・ 職員専用の各階の男女トイレには、歯磨き、化粧直しその他の身だしなみに利用できるスペースを設置 ・ 職員専用以外の各階のトイレ(男性用・女性用それぞれ)に、ベビーチェア等を設置したトイレブースを1か所以上設けること。 ・ 市民の利用が多い主要な共用部には、車いす使用者が円滑に利用できる広さ及び設備に加え、オストメイト対応設備、乳幼児用設備、子どもの利用に配慮した器具、大型ベッド、緊急通報用ボタン等を備えた多機能トイレを設置 その他の階又は部分には、車いす使用者が円滑に利用できる広さを確保し、腰掛便座、手すり、洗面器、鏡、緊急通報用のボタンその他必要な設備を備えた車いす使用者用トイレを設置 ・ 各トイレの配置、設置数及び機能分担は、各階の用途、利用者数及び利用動線を踏まえて適切に計画し、利用者が必要な設備の設置場所及び機能を容易に確認できる案内表示を設ける。 ・ 視覚障がい者用に、トイレ内で誘導案内ができる表示を設置 ・ 新庁舎1階の赤ちゃん休憩室は、次に掲げる機能を明確に区分して設置 【共用エリア】 乳幼児を同伴する者が性別を問わず利用できる配置及び構成とし、調乳、おむつ交換その他乳幼児のケアに対応できる設備を設ける。 【女性専用授乳エリア】 女性が安心して授乳できる専用エリアとし、共用エリアから明確に区画。男性利用者が立ち入らない構成及び運用に。	Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能 (1) 分かりやすさ・使いやすさを実感できる庁舎 庁舎内の各所に多目的トイレを設置することを記載 (7) 世代を超えて受け継がれていく庁舎 省エネルギーシステム項目を記載(節水型器具) Ⅳ. 新庁舎の規模設定 1(1) 新庁舎の規模設定の考え方 トイレについて、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、使いやすい規模と配置を記載 (※ 基本計画改定版にはない内容も、ジェンダー配慮の観点から、全体的に精緻化して要求水準に記載)

第4章 業務実施に係る要求水準 ※ 設計業務における説明や承認プロセスに関する部分のみ抜粋

節・項目	内容、水準等	基本計画改定版の記載内容等
第1節 設計業務に係る要求水準	● 設計内容の説明 本市が市議会や各種委員会、市民等(近隣住民・職員、その他関係者を含む。)に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。なお、市民等に向けた設計内容(基本設計時及び実施設計時)に関する説明は、設計着手後、早期の段階からの実施を想定している。	
	● 市民が主に利用するスペースの意見徴取 市民等とのワークショップを開催し、聴取した意見を可能な限り設計に反映。なお、ワークショップの実施時期は、基本設計着手後、早期に実施することを想定	
	● 景観形成配慮に対する対応 事業者は、本事業の設計及び施工に当たり、景観形成、周辺環境との調和、松本城をはじめとする歴史的・文化的資産の保全及び活用等に十分配慮するとともに、市が開催又は関係する景観審議会、史跡松本城整備委員会、庁内会議その他関係する会議・委員会等に必要な対応を行う。	
	● 意見の反映 会議、委員会及び議会等における意見、指摘事項等については、その趣旨を十分に踏まえ、市と協議の上、必要な設計等の見直し・再検討を行い、可能な限り計画・設計に反映	